'77 6
No. 61
昭和52年6月1日発行
発行 横越村役場

広報よこごし

おもな内容
1. 参院通常選挙7月10日（1P）
2. 議会役員改選される（2P）
3. 参院補選結果（2P）
4. 所得税特別減税のおしらせ（2P）
5. 食中毒とは（3P）
6. 早起野球大会組合せ決る（3P）
7. ゴキブリを駆除しましょう（3P）
8. なぜペストをつくさないのか（4P）
9. 第11回俳句作品公募（4P）

横越村民具資料 No.5

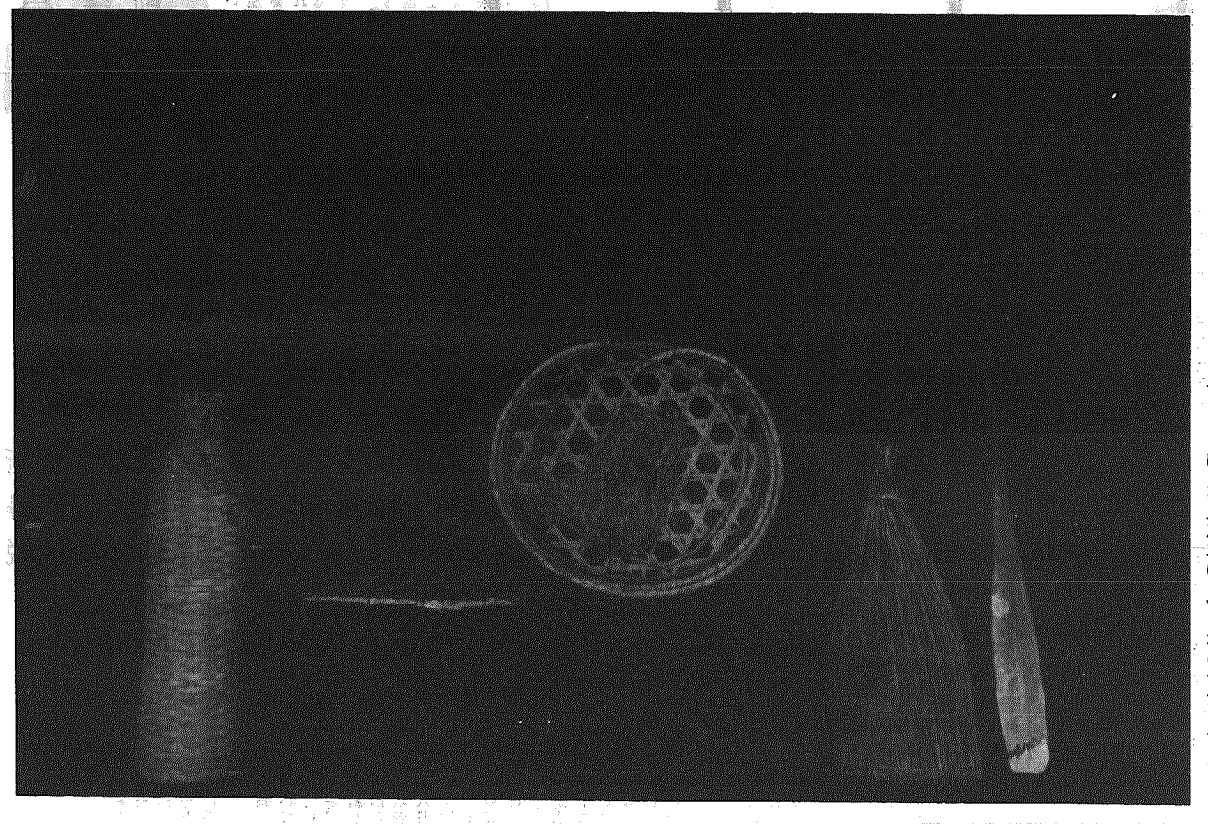

右から、かい、かに、つづ、はえなわ（二はり）、かにつづ

公示 六月十七日

参議院通常選挙

◎投票日は七月十日

※六月十七日参議院通常選挙が幕開けされます。今回の通常選挙は、保革迫仲下で行なうため各政党や、政治団体等では従来にない意気込が見られ、選挙戦の激しさをうかがうことができます。選挙戦が厳しさを増すに従がい、有権者の関心も高まることと思いますが、それと同時に選挙違反行為も多発するといわれます。私達の貴重な一票は金や、情実にまどわされず自身の信念で選びましょう。

不在投票の活用

投票日当日、所用等で投票所へ行けない場合は、公示の日から、投票日前日（六月十七日～七月九日）までの間に不在者投票をすることができます。

身体に重度の障害があって「不在者投票証明書」をお持ちの方は、投票用紙の請求が投票日の四日前（七月六日）までですから、早めに手続きをすることがかんじんです。

なお、不在者投票は次によって行ないますから活用してください。

選挙権と投票所入場券

参院通常選の名簿登録基準日が六月十六日と定められたため、選挙権のあるものは、次の住所要件と年金要件を満たしているものです。

なお、国の選挙では他の市町村へ転出しても旧住所地で登録されていれば旧住所地で投票できます。ただし新住所地で登録されると旧住所で投票はできません。

(1)住所要件
名簿登録基準日（6月15日）現在で三か月以上（3月15日以前に住民登録届）住んでいること。

(2)年令要件
選挙当日（7月10日）で満20才以上（昭和32年7月11日以前出生）であること。

入場券

前記の選挙権のあるものには、六月二十八日頃前後に嘱託員（区長）を通じて送付しますから、届かないときは早めに選挙管理委員会へお申し出ください。

選挙のご用ご照会はこちらへ

（公示日から）

場所 役場二階
選挙管理委員会
電話二一〇九番
（選挙用）

投票所

投票時間 午前七時～午後六時

第一投票所 横越村公民館
第二 〃 公民館沢海分館
第三 〃 木津円通寺
第四 〃 二本木公会堂
第五 〃 公民館小杉分館
第六 〃 藤山クラブ
第七 〃 発山旧分校
第八 〃 川根谷内集荷所

不在者投票所

期間 6月17日～7月9日
時間 午前8時30分～午後5時
場所 横越村役場
※印かんと入場券をご持参ください。（入場券未着の場合は印かんのみ）
※期間中の土曜、日曜もできます。

横丁

昔の様に一家総出でも問に合わずに近隣の応援を求めて田植えをすると云う田園風景が姿を消しつゝある。「田植え休み」、「サナブリ」、「露け祝い」等と云う言葉がなつかしい。これも「時の花を摘頭にせよ」としか思われない。所で今月は時の記念日である。

「時計る器は前にありながらたゆみがちな三人の心は。」（明治天皇御製）すべての社会は時間で始まり、時間で終る。と云うのが人間社会の原則である。所が、いつの時代から誕生したのか、横越時間？なるものが各学区に今でもある様だ。会合等に出席する際は立派な時計を腕にはめていながら〇〇時間と称して遅れるのも居る。主催者側は時間厳守を唱えながらも、出席者は〇〇時間を良く心得て？出席すると云う会合がまだまだある様だ。日常生活で時間に追われる事は、非常に疲れる。せめて時間を追う生活を衣がえの月である今月からあらためたいものだ。又今月は県民スポーツの日でもある。

御承知の様に当村でもスポーツ少年団が誕生した。顧問としておった指導員の方々も心良く引き受けて下さって一生懸命に御指導して下さって居る姿を見て「先輩は後輩を導き、後輩は先輩に学ぶ」と云う忘れ去られ様としている日本の美しい伝統が、屋内外のグランドに満ちあふれて居る様に見える。本当に御苦労様です。又各分館にも野球大会が始まり、村民早起き野球大会も第三回目を迎え、二十七チームが毎朝試合をやっている。少年も、青年も戸外で、体育館で集団で遊び生活すると云う農会を失いつゝある。これによって、社会性ーものつながりが失なわれている。若者が広場で、運動で若者のエネルギーを発散させておくことに人間らしさが取り戻されるのではないでしょうか。（山崎）

機械化にともなって田植も始まったと思ったらアッと云う間に終った